

工事費負担金の精算誤りの調査結果概要

1. 精算誤りの調査結果

	前回調査 (H30. 5. 11 発表)	今回調査 (H30. 6. 5 発表) ※1	
調査対象期間	H27～29 年度	可能な限り過去に遡って調査※2	
精算誤り件数 (金額)	過大徴収 9 件 (約 2, 100 万円)	精算誤り 41 件※1	過大徴収 23 件 (約 2, 200 万円)
	—		過少徴収 18 件 (約 300 万円)
誤り内容	・撤去資材の残存価額の 控除漏れ	・撤去資材の残存価額の控除漏れ ・工事費の積算漏れ ・帳票の見誤りや記載誤り、誤った 解釈による誤算定 等	

※1： 前回調査分(過大徴収 9 件)を含む

※2： 文書やシステムデータが残っているものを全て調査

2. 発生原因

- ・契約担当箇所と工事担当箇所の間でやりとりする帳票や、契約担当箇所が精算時に用いる帳票について、各所で独自の様式を使用していたため、撤去資材の残存価額等の報告漏れや、確認漏れが発生した。
- ・工事担当箇所での工事費負担金に関する知識不足。契約担当箇所での約款等の記載に関する認識不足、理解不足。

3. 再発防止対策

- ・契約担当箇所と工事担当箇所の間で用いる様式および必要資料の統一。負担金精算時に用いる帳票の様式を、確認ポイントや注意事項等を記載したものに統一。(実施済み)
- ・工事費負担金に関する研修の定期的な実施。
- ・工事費負担金に関する業務監査の定期的な実施。

4. お客さまへの対応

- ・前回調査において、精算誤りが判明したお客さまには、事案の内容をご説明しており、現在、再精算の手続き中。
- ・今回の調査において、精算誤りが判明したお客さまには、今後、速やかに事案をご説明し、再精算の手続きを進める予定。

以上